

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

越谷市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 新方地域

#### (1) 現況

本地域は本市の北東部に位置し、水田を中心とする集団的な農地が広がっており、市域の中でも良好な水田地帯となっている。

一部の地域で水田区画の拡大を図り大規模な担い手に集積をしているが、ほとんどが10a区画の水田となっている。また、担い手の高齢化や用排水路の老朽化も進んでおり、本地域の農業を振興するためには、用排水路の整備に併せ農地の区画拡大を行い担い手農家への農地集積を進める必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能が維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積を後押ししていく。

### 2. 増林地域

#### (1) 現況

本地域は本市の東部に位置し、越谷総合公園の周辺には水田を中心とする農地が広がっており、元荒川に近い中島地区や増森地区では、特産のネギや山東菜、枝豆等の畑地が広がっている。

水田については、パイプラインの有利性を活かした水稲作の効率化を目指し、大規模な担い手への集積に取り組む必要がある。また、排水不良田や地盤沈下地帯については、排水改良とともに地盤沈下対策を進める必要がある。

畑地については、露地野菜栽培や施設栽培における農作業の効率化、農地利用率の向上に取り組む。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能が維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積を後押ししていく。

### 3. 荻島地域

#### (1) 現況

本地域は本市の西部に位置し、水田の割合が高く、用排水等の基盤整備はほとんど終わっているため、大規模な担い手への集積により水稻作の効率化を推進する。

また、クワイを栽培している水田については、圃場が点在しているため、圃場集約を検討、実施することにより、農作業や水のコントロールの効率化、生産性の向上に取り組む必要がある。

畑は元荒川右岸に沿って分布しており、小松菜やほうれん草等の葉物の施設栽培による農地の高度利用がみられる。露地野菜と施設栽培を組み合わせた野菜や花卉の栽培を推進し、農作業の効率化、農地利用率の向上に取り組む必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能が維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積を後押ししていく。

### 4. 出羽地域

#### (1) 現況

本地域は本市の南西部に位置し、水田の割合が高く、用排水等の基盤整備はほとんど終わっているが、農地以外への土地利用が進んでおり、大規模な集積が困難になりつつある。

また、クワイを栽培している水田については、圃場が点在しているため、圃場集約を検討、実施することにより、農作業や水のコントロールの効率化、生産性の向上に取り組む必要がある。

畑については、露地野菜と施設栽培を組み合わせた野菜や花卉の栽培を推進し、農作業の効率化、農地利用率の向上に取り組む必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能が維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積を後押ししていく。

### 5. 大袋地域

#### (1) 現況

本地域は本市の北西部に位置し、水田の割合が高く、用排水等の基盤整備はほとんど終わっているため、大規模な担い手への集積により水稻作の効率化を推進する。

元荒川左岸に分布する畑については、小松菜やほうれん草等の葉物の施設栽培による農地の高度利用がみられる。露地野菜と施設栽培を組み合わせた野菜や花卉の栽培を促進し、農作業の効率化、農地利用率の向上に取り組む必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能が維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積を後押ししていく。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	新方地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	増林地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	荻島地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	出羽地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑤	大袋地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

特に重点的な区域に関しては設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。